

令和8年度
第3次かすみがうら市総合計画策定支援業務仕様書

第1章 総則及び目的

(総 则)

第1条 本仕様書は、かすみがうら市(以下「委託者」という。)が委託する(「第3次かすみがうら市総合計画策定支援業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

(目 的)

第2条 本市では、平成 29 年度に第 2 次かすみがうら市総合計画を策定し、将来都市像である「きらり輝く 湖(みず)と山(みどり) 笑顔と活気のふれあい都市 ~ 未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷(さと) かすみがうら ~」の実現に向けて、計画に位置付けた「居住環境」「産業」「都市基盤」「健康・福祉」「子育て・若者支援」「教育・文化」「協働・行財政」の 7 つの分野(基本目標)の各施策及び事業について、各分野の担当部署が連携しながら着実に推進してきたところである。このたび、現行の第2次かすみがうら市総合計画は令和8年度で計画期間を満了することから、本市における現状や課題を認識し、現行の総合計画の検証結果、社会経済情勢の変化、基礎的調査及び市民の意見等を踏まえ、令和9年度を初年度とする「第3次かすみがうら市総合計画(以下「総合計画」という。)」の素案のとりまとめから策定にいたるまでの各種関連業務の支援を目的として実施するものである。

(準拠する法令及び規則)

第3条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、上位計画等との整合に留意し、次の各種法令規則に準拠して行うものとする。

- (1) 地方自治法
- (2) まち・ひと・しごと創生法
- (3) かすみがうら市財務規則
- (4) その他関係法令及び規則

(作業計画)

第4条 本業務の着手に先だち受託者は、主任技術者を定め、委託者の承認を得るとともに、作業工程表その他必要な書類を提出して委託者の承認を受けなければならない。

2 主任技術者は、本調査の技術業務に関する一切の事項を処理するものとする。

(協 議)

第5条 本仕様書に定めのない事項、または作業の過程において仕様書の内容若しくは解釈について変更・疑義を生じた場合は、委託者と受託者が協議して委託者の指示に従って作業をするものとする。

(責務)

第6条 本業務に必要な既存資料は委託者が貸与するが、貸与資料について破損紛失等重大な過失を生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。

2 貸与資料の保管には十分注意し、資料の内容または本調査の過程及び結果から知り得た情報等について委託者の許可なく公表してはならない。

(履行期間)

第7条 本業務の履行期間は令和9年3月末日までとする。

第2章 計画内容

(業務範囲)

第8条 本業務の対象範囲は、かすみがうら市全域を対象とする。

(策定体制)

第9条 本業務の策定は、かすみがうら市総合計画審議会、かすみがうら市総合計画策定委員会によって府内関係各課と協議を図りつつ業務を遂行することとし、必要に応じて関係機関と調整・協議を行うものとする。

受託者は各会議を円滑に運営するため、必要な資料の作成や議事録の作成等会議運営支援などを行うこととする。

(業務内容)

第10条 本業務は以下の項目について業務を遂行するものとする。

1 計画準備

計画の策定にあたって留意すべき事項を整理し、基本的な指針をとりまとめた策定方針の案の検討を行うとともに、総合計画の運用も視野に入れた計画のおおまかな構成や進行管理の仕組みなどについて検討を行う。

なお、業務の実施に先立ち、本業務の遂行に必要となる事項について調整を図り、適切な作業実施計画を作成するものとする。

2 基礎的調査

人口・産業等の基礎的指標など市の現状分析、時代潮流などの社会経済情勢の分析、国・県等の上位計画等、考慮すべき事項を整理する。また、以降の項目である「3 達成度調査」や「4 市民意向の把握」、さらには事前に委託者で行う「市民意識調査」の内容を踏まえ、これらを総合的に分析し、計画策定にあたっての主要課題の整理を行う。

3 達成状況調査

既往の評価結果を活用しながら、現行総合計画における目標の達成状況や個別の施策の実施状況を整理し、その効果や達成状況の要因、課題等を多面的に評価・検証する。

4 市民意向の把握

市民意識調査^{補足1)}以外の方法として、市民意見の聴取の場^{補足2)}を設け(例 ワークショップや地域懇談会等の手法を想定)、市民等のニーズや地域課題、政策提案などの把握を行う。

^{補足1)}市民意識調査については別途市で実施する予定である。

^{補足2)}手法は市民意見の聴取に最適な方法であればワークショップに限らない。

5 基本構想案の検討

長期的な視点に基づいた将来都市像やまちづくりの基本理念、まちづくりの基本目標、基本施策等について検討し、基本構想としてとりまとめる。目標年次を令和18年度とし、計画期間は令和9年度から令和18年度までの10年計画とする。

6 重点的プロジェクトの設定支援

地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～(内閣官房/R7.12.23閣議決定)を勘案し、市政にとって特に重要であり優先的に取り組むべき事項について具体的に盛り込んだ施策群について、各種調査分析結果を踏まえ、総合計画において重点的プロジェクトとして盛り込むこととする。

7 基本計画の検討・立案・とりまとめ

市の分野別個別計画や国・県の関連計画等との整合性に留意しながら、福祉・環境・教育・都市開発など分野ごとに具体的な施策(目標や取組内容、実現に向けた指標)の検討を行い、基本構想を推進するための具体的な施策の展開を示す基本計画としてとりまとめる。基本構想期間中を前期・後期ごとに見直しを行う。

前期基本計画：令和9年度から令和13年度までの5年間

後期基本計画：令和14年度から令和18年度までの5年間

検討にあたっては、庁内関係各課にヒアリング調査シートの作成を依頼し、必要に応じヒアリングを実施するなど、施策の各項目ごとに課題や今後の取り組みの方向性を把握した上で、計画に反映することとする。

8 行財政改革アクションプランの検討

本市における行財政改革の取り組みについて、既往資料等を活用しながら現行の行財政アクションプランの達成状況について整理するとともに、その成果について分析を行い、分野別に行財政経営上の課題を整理する。

これらの整理を踏まえ、本市の行財政経営を今後進めていく上で、改革の取組みの方向性を検

討する。また府内関係各課への調査を通じて今後取り組むべき具体的な施策を整理し、総合計画及び総合戦略との整合性を検討のうえ総合計画へ反映する。

9 パブリックコメント支援

パブリックコメント関連資料等の作成支援を行うとともに、聴取した意見を取りまとめる。また、必要に応じ、計画案への反映を行う。

10 印刷原稿の作成

総合計画を収録した計画書及び概要版の印刷用データの作成を行う。計画書の構成は協議により決定し、計画書に盛り込むべき付属資料の取りまとめを行う。

11 各種会議に向けた諸対応

かすみがうら市総合計画審議会、総合計画策定委員会の運営支援を行う。受託者は、各種会議において使用する資料等の作成支援及び会議録の作成を行う。

12 打合せ協議

委託者と受託者は業務を円滑に遂行するにあたり、適宜打合せ協議(6回程度を想定)を行うとともに、その内容については受託者が協議簿を作成し提出することとする。

13 資料編・データとりまとめ

資料編やデータ集など、計画策定にあたっての付属資料の取りまとめを行う。

第3章 成 果 品

(成 果 品)

第 11 条 本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|------|
| 1. 総合計画 計画書 | 200部 |
| 2. 総合計画 概要版 | 500部 |
| 3. 上記及び分析資料等に関連する電子データ | 一式 |

(検 査)

第 12 条 業務完了後、所定の成果品について委託者の検査を受け、この合格を得て完了とし、成果品の引き渡しを行うものとする。

(納入場所)

第 13 条 本業務の成果品は、かすみがうら市総務企画部経営企画課に納入するものとする。